

2016～2017年度 関西大学研究拠点形成支援経費研究成果報告書

著者	与謝野 有紀, 林 直保子, 林 武文, 井上 卓也, 田中 孝治, 池田 満, 堀 雅洋, 菅原 慶乃, 中谷 伸生, 山本 卓, 山本 登朗, 坂本 美樹
雑誌名	関西大学研究拠点形成支援経費研究成果報告書
発行年	2019
URL	http://hdl.handle.net/10112/00017635

関西大学 国文学第一〇三号
平成三十一年三月一日発行

『忠臣規矩順從録』小攷

山本 卓

『忠臣規矩順從録』小攷

忠臣蔵実録は伝本が多様で甚だ膨大であるが、その生長の主流となるのは、『介石記』を主たる素材源としながら大きく生長した『内侍所』¹⁾を母体として、『赤穂精義内侍所』に至る流れであろう。『内侍所』の一本には奥書を

右四巻者、雖_レ為_二袖中書_一、薬師寺四人翁依_二御懇望_一英多郡土居邑滞留日、写_レ之畢。

叡享保五季子正月吉烏

円喜如流

光風

とするものがある。右四巻とはこの『内侍所』が四巻本なのである。英多郡土居邑とは現在の岡山県美作市土居である。薬師寺四人翁とは土居近辺の依頼人であろう。円喜如流光風とは、この『内侍所』の作者円喜、すなわち浮世草子作者として知ら

山本 卓

れる都の錦である。都の錦(回国堂三千風)著『三千風形見草』には、「正徳午の夏、北国路をへて九州へ越んと志し厚く」「去年は播州を過て、水無月五日、作城の境土居の邑に至りし」とあり、また自らの旅姿を「元来出家のやから、一重の破れたるをもかなしまず、自作の赤穂記一卷、小硯壺つ、小刀一本、俗気離す鬢櫛一枚、煙筒一本腰にさし、帑一折、たばこ入懐中し、かけまはるもおもしろし」とする描写がある。『内侍所』はこのような円喜(都の錦)が懐中してこれを講釈および書写して諸国を行脚したため広く流布したのである。その『内侍所』系統の生長した作のひとつである『忠臣規矩順從録』²⁾については、つとに野間光辰氏が

写本『内侍所』は、種々の異名を以て行われ、且その巻数も区々である。管見に入ったものだけでも、五巻本『内侍

所」、十二巻本並に二十巻本『赤穂精義内侍所』、四十巻本『赤穂精義参考内侍所』、及び十二巻・二十四巻本の『忠臣規矩順徒録』等がある。いずれも同一書を累次増補改削したもので、それは作者（稿者注、都の錦のこと）歿後にも及んでいるようである。

と指摘された。同稿により、『忠臣規矩順徒録』が都の錦『内侍所』を祖とする実録であることは知られるようになったのである。本作は「忠臣蔵」実録の中でも特筆すべき作であると目されるが、これ以上の研究はなされていない。

まず作者から確認していきたいが、本書序題下に「田丸常山源具房述作」とある。田丸常山の作である。田丸常山とは、菊池庸介氏のご教示によると、

天草関係のノートを探してみただけですが、田丸の署名についての記事がみつかっておらず、それに基づく結果をご報告できないのが申し訳ないのですが、その後国文研に行く用事があり、そのときにマイクロ・紙焼きの範囲でですが、確認した結果をご連絡差し上げます。

まず、問題となった、出自を述べるような署名ですが、これは『天草軍記』（市立函館図書館本・文化十年写）に

伊勢国主北畠胤流／田丸作左衛門尉源具房／述作
というのがありました。

なお、『天草軍談』で、署名のあるもの（福島県立図書館本・群馬大新田文庫本・河野記念美術館本）および北駕文庫本『天草軍記』は、いずれも

田丸源具房述作（福島・群馬大本は「述作之」
です。

とのことである。伊勢国主北畠胤流と称していたという。

拙蔵の『増補殺法転輪』（序題・目録題・内題・尾題）〈伊州上野敵討（巻頭内題）〉（半紙本十五巻三冊・文化十四年写）の序前には「江都隠士／田丸左衛門源具房入道常山」と本書の編者名として見える。江戸の隠士と称していた。在江戸であつたのだろう。

『国書総目録』によれば、『天草軍記』（写本）・『天草軍談』（写本）・『天草征伐記』（写本）・『関ヶ原軍記大全』（写本）・『浪速戦記大全』（写本）の作がある。確たる根拠は示せないが、江戸中期ごろの講釈師かと思われる。

さて、『忠臣規矩順徒録』はひらがな本ではかなりの流布をみるが、在名本はないようである。ところが、稀少ながらカタ

カナ本が伝来し、こちらは中に編者名を記すことがある。すなわち、「田丸常山源具房述作」である。「述作」とはいつても、実は『内侍所』の大幅な改作である。「忠臣規矩順從録」の基本姿勢は、序文に「内匠頭二家老大石内蔵介良雄並二家人四十九人諸侍名譽ノ忠義ヲ顕シ、武士ノ忠義ト云コトヲ近年志却ノ諸人ニコレヲ知ラセ」「大石ガ心苦ノ体、謀略武勇古今ニマレナリ。前代ニナク後代ニ猶有マジ、武士ノ鑑也」のごとく、大石内蔵介（及び同士）の忠臣としての顕彰であるが、その為到大野九郎兵衛（家老）の敵役としての強化がなされている。その改作の基本姿勢で特徴的な点は、大野九郎兵衛のような脱盟者に対する批判・誹謗であろう。大野九郎兵衛の悪役化が顕著なのである。順次確認していこう。

赤穂城では、江戸よりの注進により徐々に主君浅野内匠頭の喧嘩・切腹の処遇が明らかになってきたところで、大石内蔵介は、諸士残らず登城を求め、諸侍評定を催した（巻三「城中ニ於、諸侍評定之事」）。このような段階で、大野九郎兵衛は

大野九郎兵衛申スハ、誠ニ平生御短慮ニシテ今コノゴトクノ義是非ニ及バズ。御子トテモナケレバ御相続モナシ。ソノ上ニコノ度ノ首尾ナレバ御跡モ立マジ。城ウケトリノ役人中定メテ到着致サルベキ也。只ソノ節ニ都合ヨク相渡サ

ルルノ御相談。コノ上ハ御用金ドモ過分コレ有コトナレバ、面々諸士知行高二応ジテ配当コレ有ヤウニ内蔵介殿御相談然ルベキニテ候ト扱モ云タリ云タリ。コノ大野九郎兵衛ハ知行モ千石、親采女正殿ノ取立ニテ一家福分ニナリ内蔵介ノ加判役ニナリ万端結構ニナリ、侍組ヲ預カリ大倭奸ニシテ常ニ悪業ト云ヘドモ、内蔵介賢人ニテ跡先ヲ異見シテ目ニモ立ズ。今国家ノ乱レテ忠臣アリトハコノ節ノコトナリ。

と、大野九郎兵衛は大石内蔵介ら諸士が後に望む浅野家の存続も打ち消し、赤穂城請取の段も決めつけ、藩の諸士が離散して自身は赤穂城の退去を望む目算から、城の用金を諸士知行高にに応じて配分するよう強く主張している。大野九郎兵衛のこの主張に対し、「扱モ云タリ云タリ」と非難する表現がとられているのである。赤穂藩としては、江戸よりの注進によって浅野内匠頭によってひきおこされた事件の一旦が辛うじて判明した時点での、大野九郎兵衛の発言である。この時点で、大野は「大倭奸ニシテ常ニ悪業ト云ヘドモ」と評されている。『忠臣規矩順從録』においては、大野は何らかの顛末の結果とか苦悩の末に悪行に及ぶのではない。初登場の時点で、悪役なのである。ただし、この点では種本『内侍所』に原形があつて、こちらでは（大石内蔵助が）

所詮唯此(ノ)城ヲ枕トシテ殉死スルノ外、別儀有ベカラズ。面々如何ニ心得ラルト辞ヲ尽シ義ヲ勵シテ異見スルニ、家老大野九郎兵衛父子ヲ始メ総領軍右衛門次男丑之助各思設ヲキイモウツザル事ナレバ差当テ思慮ニ能ハズ。額(ヲ)集(メ)頭(ヲ)低シ挨拶スル人無リケリ。【中略】浩テ良雄相家老、并(ニ)用人・物頭等打寄、亡君ノ家財ヲ淺野大学ヲ始メ其外親類中へ遺物トシテ配分ヲ相定メ、次ニ譜代給仕ノ役者ニハ刀脇指一腰宛検分ニ応ジテ是ヲ配当ス。偕又、長矩数年ノ用金ヲ取出シ、知行高百石ニ付金子三十兩ノ積リ、引払(ヒ)料トシテ足輕等ニ至ル迄一人宛ニ小判三兩中間ニ一兩ニ歩宛、宛(テ)行ヒケル

とある。種本では「各思設ザル事ナレバ差当テ思慮ニ能ハズ。額(ヲ)集(メ)頭(ヲ)低挨拶スル人無リケリ」に過ぎなかつた表現を、大きく改変して『忠臣規矩順從録』では「扱モ云タリ云タリ」「大倭奸」と評されるまでに悪人像を顕在化しているのである。また用金の問題は種本「内侍所」でいう「相家老」とは大野九郎兵衛のことであるから、彼らが主体的に肅々と配分を決しているのである。それを『忠臣規矩順從録』では大野九郎兵衛が用金を配分すべきと大演説するように改変しているのは、大野九郎兵衛の悪人像の強化・徹底である。また、注目

すべきは、『忠臣規矩順從録』では(大野九郎兵衛ハ)「大倭奸ニシテ常ニ悪業ト云ヘドモ、内蔵介賢人ニテ跡先ヲ異見シテ目ニモ立ズ。今国家ノ乱レテ忠臣アリトハコノ節ノコトナリ」のように大石内蔵助と大野九郎兵衛を対比的に評している点である。大石内蔵助を美化・顕彰するのは、忠臣蔵実録全般に見られる基本構造である。種本「内侍所」でも、

哀レ乱世ニ望ンデ大石杯ヲ大将トセバ、奇妙ノ計策ヲ廻シ、小ヲ以テ大ニ勝ン事、楠正成モ劣ル間敷モノカ。偕、是ヨリ後、大石如キ士、亦有ベシヤ否(ヤ)。但シ当時ノ俊傑ノ士、誰ノ家ニ鬻ウツシテ有ベケレ共、無事ナルニ仍テ一生其(ノ)名空シカルベシ。今、内匠頭不幸ニ偶玉アヒヒタレバ社、大石ガ行ヒ頭レ其名モ世ニ高クナリス。サレバ世乱テ忠臣ヲ識ルト云(フ)本文有(リ)。事ノ變有ラバ忠臣数多頭ルベキモノカト尋(ネ)玉ヘバ、存龍ガ曰、大石今度ノ忠義、古今ニ独歩スルモノ也。(仁之卷「統論」)

のごとく忠臣として祭り上げる。大石内蔵助を美化・顕彰するのである。そのような忠臣蔵実録の構造に、『忠臣規矩順從録』は大石内蔵介と大野九朗右衛門の対比的な描写を加えるのである。そのような方法などで、大石内蔵介美化の方向をさらに絶対化しているのである。

『忠臣規矩順從録』では、その後、大石主税が大野を罵倒し、赤穂城請取の人数来たらば、籠城して討ち死にし殉死すべきだと主張する。それに同意する者半数に及ぶ。ところが

(大石) 内蔵介申ス義ヲ能シツカニ心ヲ落付聞玉へ。世倅主税ヲ始メ慥ニ承ハリ心底ノ有無ヲ申サルベシ。既ニ主君ハ切腹相手上野介ハ恙ナシ。コノ上ハ何トゾ大学殿ヲワシマスコトナレバ、御目付中迄願ヒ奉り家中ノ諸侍トモ離散仕ラズ候様ニコレ有ベキ品ヲ第一ニ候。コノ段各同心ニ候ハバ御願ヒヲ申シ上ベキ也ト申サル時二元ヨリ忠義ノ者トモハ如何様トモ思メシ次第ト返答ス。ソノ外臆病倭奸ノ輩大野ヲ始メ同音ニ、コレハ目出タキ御思案ニテ候。ハヤ事成就シタルヤウニ思ヒ悦ビ残ラズ一紙連判シテ大石ニ相渡ス。コノ節ハ一人モ残ラズ同意シニケリ。

という顛末があった。このくだりで大野を「臆病倭奸ノ輩」と評していることを指摘しておく。この決定に従い、弟浅野大学が跡目相続できるよう幕府御目付に願う使者が江戸へ趣くが、事成らず赤穂に帰城する。

大石内蔵介ハ不思議ノ謀略ニテ兼テ思慮ヲ極メ、諸侍中江戸願ヒノ連判中残ラズ聞届ケ玉ヘト、常ハ隱便ノ人ナレドモコノ節ハ少シ声高ニ少シ忿レル顔色ニテ申シ出サルル

ハ、両使帰城既ニ愁訴ノ路タヘヌレバ、兼々各申シ談ズルゴトク当城ヲ枕トシテ討死ヲ遂グルヨリ外他事ナク候。然レドモ陪臣ノ分際トシテ天下ニ楯ヲツカンコトハ、誠ニ一掌ヲ以テ江河ヲ防ギ孤豚ノ勢ヒヲ以テ虎ヲカムノ笑ヒヲ後代ニ招ク。然リトイヘドモ主人一度傾キ臣下ノ身トシテ救フコトアタワヌハ人臣ノ罪死デモ骸ヲ埋ムルニ地ナカン。各如何思メス、心底ヲ残ラズ申シ玉ヘト申サルトキ、大野九郎兵衛大ニ動転色青ザメ、コレハイカニ、拙者義ハカ様ノコト兼テ承ハラズ候。大学様ヲ御家督ノ御願ヒコソ仕レ。今時ハ籠城ノ相談、軍ノ御評定ハ且テ存ゼズ。左様ノ連判ハ仕ラズト申ス

その他、議論は噴出するが、それらの意見は「タトエ天下ニ対シテ弓ヲ引、滅亡ストモ義ニ於テ何ノ妨ゲアラント申ス故ニ、先ハ一統一決シテ籠城シテ死ヲ守ラント云。ソノ時ニ大野九郎兵衛逃支度、又御用金ノコトヲ申出ス」のごとく、盟約派・親大野派入り乱れての激論の末、藩札の償還費、及び籠城の備えとして二万両余を差し引いた御用金を頭割りすることと決しそうになると、大野は進み出で、知行高に応じた分配を主張する。しかし、「兎角頭割ニスベシト一決ス」。そこで「不届ナル大野畜類ノ心ノゴトシ」と評された大野は、「拙者子トモ三人トモ

ニ相ツトメ又髯髯ナド御目ミハ仕ル子ドモアリ。我ヲ分ノ六人前ノ割付ヲ申付ベシト云フ。」これに「アキレ果タル大野」と酷評されている。そして、大石は「凡籠城シテ討死スベキニハ評定モアルコトナレバ、明後日早朝ニ各出仕コレ有ベキニ候。ソノ節申シ談ズベシト諸士悉ク帰シケリ」と一旦藩士達を帰宅させた(巻四「城中評定大野等奸曲之事」)。自宅へ帰つた大野は「大野九郎兵衛ハ私宿ニ帰り一家一門我方様ノ人ヲアツメテ、大石ガ逆謀天下ニ対シテ一揆マデ逆心、徒党勿体ナキコトナリ。カ様ナル不屈者ト一処ニナリ死ベキ命ニ非ズ。我ハ近日当地ヲ引払フベキ也」と嘯いて、自家の諸道具は町年寄の木屋作右衛門に七十ヶを預けて、自身は赤穂を退散していった(巻四「大野九郎兵衛難散用意面々騒動之事」)このあたり種本『内侍所』では、前に引用の後、城を枕に討ち死にを願う人々を列挙して、次に

累代厚録重恩ヲ受ナガラ、恥ヲ捨テ身命ヲ惜ム輩ニハ、家老大野九郎兵衛父子ヲ始トシテ重職譜代ノ家臣共心臆シ氣後レテ、アラヌ工夫胸ニ浮ミ、思ヘバ角迄大事(二)及フベキ様ニハ無(カ)リシ物ヲ、詮無(ク)内藏助ガ血氣ニ任セ、卒爾ノ籠城本意無(キ)事ニ杜ト其(ノ)志シヲ隠シ、一旦ノ身命ヲ助カラン為ニ、多年ノ忠烈ヲ失ヒテ、逃

(ゲ) 支度スル輩少カラズ。

と描写する。その後、評に赤城盟伝曰として、

大野九郎兵衛其氣濁リテ深姦邪欲也。(割注略) 人ノ忠ヲ蔽^{カシ}士ノ義ヲ掩^{オホヒ}、一家ノ身命ヲ助リ行末渡世ヲノミ計リケレバ、自己ノ賊ヲ聚^{アツ}偏ニ謀テ隱遁ト為(リ) 果シテ、巳四月十三日人倫ノ道ヲ忘レテ、禽獸之性ヲ抱(キ) 恥ヲ担(ヒ) 辱ヲ負(ヒ)、父子夫婦夜ニ紛レテ逐電ス。且、二歳ノ孫女乳母ノ懷ニ寝タリシヲ捨置テ退ク。周章タル形勢也。

とする。これが大きく変容して、『忠臣規矩順從録』のごとくになるのである。大野九郎兵衛の悪人像の肥大化といえよう。

『忠臣規矩順從録』「大野九郎兵衛赤穂帰参、流浪大坂出事」では、

大野九郎兵衛ハ臆病ノハタラキ諸朋輩マデモソソノカシ、妻子ヲツレテ赤穂ヲ立去リ大概ニ片付、擬赤穂ノ町年寄木屋作左衛門方ニ預ケタル諸財宝七十ヶ金銀モコノツツラ長持ニアリ。漸々ニ赤穂モシヅマリ四月十一日ニ赤穂ニ来リヒソカニ一宿シテ彼諸道具ヲ舟ニツマント用意スル。(中略)(町人ドモ) 日頃大野父子ガ体大佞奸曲ノ悪人ニシテ今コノ時思ヒ知ラスベキト町中若キ者ドモ大勢打ヨリ打殺スベキヤト立サハグ。ソノ夜九郎兵衛父子ハコノ町中ノサ

ワギヲ我身ノ上ト知り、イヤイヤ財宝モ命ニハカヘ難シ。葛籠ノ中ニ入置タル金子ヲヤウヤウト夜更ケテ切破リ三百両又スミ出シテ父子トモニ出来リ、浦方ヘ走りヌケント心掛ケ出タリ。我物ヲ我レト盗ムヤウノ仕方浅マシキ心底ナリ。町中ノ若キ者ドモ番ヲ付コレヲ知り、スワヤ盗人逃スナト追カケ父子トモニトラヘテ丸裸ニムクリ、大名ノ御家老已佞讒ノムクヒト追放ス。大野父子手足ヲスリテ刀脇指ト一重ノ着物金一両ヲモラヒテ便船シテ父子赤穂ハ出払ヒケリ。

その後、大野は大坂に出で、赤穂藩大坂藏屋敷で買い上げた町屋を浅野家後室様の命だと偽り売り払わせ、その代金二千五六百両を奪い取った。このくだり種本『内侍所』では、

彼（大野九郎兵衛）ガ武具諸器凡（ソ）七十余箇、赤穂商家大津屋十兵衛ガ家ニ預ケ、息郡右衛門ガ荷物九十余箇木屋庄兵衛ガ家ニ預ケ置（ク）。右両商人其（ノ）行跡ヲ懲サント欲（シ）、封印シテ輒（つと）ケ渡サジト思（ヒ）居ケルニ、今年秋八月廿六日大野父子忽然トシテ赤穂ニ行（キ）、進藤源八・渡部加兵衛ト云者ヲ語ラヒ、先、大津屋ガ宅ニ入（リ）、預ケ置タル荷物ヲ請取ラント云ヘ共渡スベキ氣

色ナケレバ、或ハ之ヲ鬻リ亦ハ之ヲ賺シ様々断ヲ云ヒ、暫ク彼（ノ）家ニ滞留シ、寸障ヲ伺ヒ刀箱ヲ披キ金三百兩ヲ盗取テ欠落ス。頓テ大津屋隣家ノ力者ヲ駈催シ急ギ追懸シニ、先ハ早駕ニ挺并デ行者有リ。不審ニ思ヒ近付（キ）咎メケレバ、大野父子也。其佞讒ヨリ引出シ、大勢立懸リ棒薦口ナンド持テ、若、異儀ニ及バ、研キ殺サント鬻リケレバ、大野父子色ヲ失ヒ振ヒ々々、右ノ金子ヲ出シ掌ヲ合テ、命ヲ扶（たす）ケ玉ハレト云（フ）。商家ノ輩、金を取返シケレ共、彼ガ所行猶（ホ）憎シトヤ思ケン。城下ヘ引戻シ白昼ニ町中ヲ連通り、天晴忠臣ノ御家老見事ニ候（フ）ト呼テ追放スル有様、見苦シカリケル次第也ト云々。

とある。『忠臣規矩順従録』では大野が預けた商家名を違えているし、内容も類似の話ではあるものの異なるものに変容させている。また、大坂での大野の悪事は種本『内侍所』には見えないものである。やはり大野の悪人像の膨張であろう。

そしてその最たる結果が、『忠臣規矩順従録』では「大野九郎兵衛最期之事」である。赤穂を這々の体で退散した大野九郎兵衛は在江戸して、富貴を求めて徘徊していた。あるまじき事に、大野は吉良左兵衛へ、「自分は赤穂の家老職をつとめていたが、大石とは遺恨があつて不和である。大石と一味同心の旧

藩士が、今在江戸にて、吉良屋敷に出入りして情報を収集している。それらの者を自分によく知っているので、自分が吉良屋敷の玄関に待機して、人改めをして大石の余韻を尋ね求め、仇討ちを出来ないようにしよう」と申し入れた。

武林只七コレヲ聞、人畜生メ、キヤツ目赤穂ニテ討コロスベキノ処ニ遁シヲキタル残念ナリ。何トゾ付出シテ闇討ニスベシト云フ。(中略)大野ハ吉原ニ通ヒケルトノコトヲ知り、天運ナリ、首途ニ討果スベシト武林只七・富森助右衛門・村松三太夫三人同道シテ極月七日ノ晩ニ、浅草ヨリ吉原ニ行ント思フニ、因果ノメグル処、浅草観音ニテ犇ト逢フ。(中略)大野は吉原へ行き、その帰ルサ土手堤ニ指カカル。然ル処ニ三人堤ノ横腹ニカクレ居テ待付ケテ、先ヅ武林只七ズツトヲドリ出デテ、九郎兵衛殿久シク候ト云フ。大野ヲドロキ逃ントスルニ右ノ手ヲ捕ヘタリ。富森助右衛門ハ左リノ手ヲ捕ヘタリ。村松三太夫ハ向フザマニ立掛リ、汝ヲ息ホネ立ルト切殺スト云フ。大野大キニ恐れ、御免アレト云フ。武林云フハ、己レコノ口ニテ上杉殿ノ家ヲ望ミテ吉良殿ニ参リ、我々ヲミ出サント云フ。人畜生目マツ口ヲ引サカント云フ。色々詫ビルヲ両手ヲ掛ケテ切り目ヲ入、左右耳本マデ引サキタリ。目ヲマワシ半死半生ナ

ルヲ打タラシテ面ノ皮ヲハグニ、小便ヲ面ニ仕カケテムクレバ能クムケル。四方ニ切り目ヲ入レテムクリスマシ、一太刀トドメヲ指シテ心地ヨシト丸裸ニシテ、左リノ方面ノタンボ腹原ヘナゲコンデ、誰人ノ死骸トモ知レズ犬馬ノ餌食ニナル。生涯ヨリ畜生道ニ落入ル未来モ思ヒ知ラレタリ。

(卷十二)「大野九郎兵衛最期之事」

とされている。徹底した懲悪である。現代人からすると余りに残酷で引いてしまうほどである。そこまでしなくてもよいのではないかと思われるところが、このくだりの標語は「扱モヨキ氣味シタリト諸人ノ笑ヒ草」というもので、当時はこのような話が受け入れられていたものと思われる。聴衆のウケに応じて、講者はいかようにも対応した一証となるのではないか。無茶なことでも、ウケに応じて、織り込むのである。編者の田丸常山が講師師であろうという一証でもある。本作は舌耕性を指摘してよいだろう。

さて、本作における大野九郎兵衛の悪役像の膨張を指摘してきたが、それを支える一法を再確認したい。本作において、大石内蔵介は忠臣であり、冷静沈着・深謀遠慮であるが、かなり抑制の効いた人物として描かれている。たとえば最後に述べた大野の最期の条では、大野の吉良側への寝返りを知った武林只

七が大野の闇討ちを主張した場面で、大石内蔵介は「大事ノ前ノ小事ナリ。且テ無益ナリト止ムルニ」と軽拳に慎重な返答をするのみである。それに対して、血気にはやるのは、若い大石主税である。父の慎重さの逆に露わに心情を吐露し遂行しようとしている。本作ではこの人物を大野に対比させているのである。一例を挙げる。浅野内匠頭の切腹が報じられた赤穂城で、はじめて「諸侍評定」する場面で、大石が主君の切腹を報告した後、先述のように大野九郎兵衛が我が身かわいさから身勝手な発言をしたところ、

時ニ大石主税イマダ十六才若年ナレドモ進ミ出テ大野九郎兵衛ニサシ向ヒテアテ付テ、コレ大野殿、常ハ御家老職トテ父内蔵介同前ニコレヲ敬フニ、只今ノ御心底近比以テヲドロキ見苦シフ候。殿様ニハ相手ヲ討レタルト申セドモ上野介生死ノアヤモ知ズ。又江戸表ノ様子モイマダ相知レザル内ニ城請取ニ来ラバ退カン。又御用金配当ノコトヲ申出サル、武士ノ心底ニハ近比アルマジキコトナリ。明日ニモアレ城請取ノ人数来ラバ当城ニタテ籠リ討死仕り主人ノ殉死仕ランニ何ノ相談有ベキヤト高ラカニ云ヘリ。

とあるごとく、大石主税は血気さかな先鋭の人物として描かれている。それに対して大石内蔵介はというとこの主税の発言

に対して「内蔵介内心ニハ悦ビ落涙ニ及ブトイヘドモ押カクシテ」と本心では同心ながらそれを簡単には吐露しない慎重な人物として描かれているのである。冷静沈着・深謀遠慮故の慎重である。

冷静沈着・深謀遠慮の偉大な忠臣として大石内蔵介を描き、それに大野九郎兵衛の悪人像を対比的に深化させ、さらにその大野に大石主税を対抗させるといのが本作の基本構造なのである。このように転化生長して『忠臣規矩順従録』が生まれたのである。

注

- (1) 拙著『舌耕・書本・出版と近世小説』（平成二十二年・清文樺出版）「付録 都の錦自筆片仮名本『内侍所』翻刻」
- (2) 「舌耕者都の錦」（注（1）拙著所収）
- (3) 拙稿「翻刻『忠臣規矩順従録』（一）」（三）・関西文学会『国文学』九十九〜百一号・平成二十七年三月、平成二十九年三月
- (4) 「都の錦獄中獄外」（『近世作家伝攷』（昭和六十年・中央公論社）所収

本研究は、二〇一六年度～二〇一七年度関西大学研究拠点形成支援経費において、研究課題「地域文化資源をプラットフォームとした地域共同活動の創生拠点形成」として研究費を受け、その成果を公表するものである。

(やまもと たかし／本学教授)